

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
交付要綱
(インフラ整備事業(環境省所管事業))

令和7年4月2日
環境適発第 2504021 号
環自整発第 2504023 号

環境事務次官

第1 通 則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱(令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官通知、6農振第2322号農林水産事務次官通知、20250121財地第1号経済産業事務次官通知、国総政第45号国土交通事務次官通知、環政総発第2501303号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 1 3)に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(以下「交付金」という。)のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、別表のとおりとする。

2 事業主体

事業主体は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下単に「認定地方公共団体」という。)とし、別表のとおりとする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。ただし、別表第二号に掲げる事業については、認定地方公共団体である市町村が事業主体となる場合は、当該市町村を適正化法第2条第6項の「間接補助事業者等」とし、当該市町村が属する都道府県を交付金の交付先とする。なお、この場合の制度要綱第4 1に定める地域再生計画は、当該都道府県及び当該市町村が共同して作成するものとする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、環境大臣が行うものとする。ただし、第6 3の規定に基づき、

交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業（以下「当初予定事業」という。）以外のインフラ整備事業（以下「他の事業」という。）に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

環境大臣が認定地方公共団体（別表第二号に掲げる事業については、認定地方公共団体である市町村が事業主体となる場合は、当該市町村が属する都道府県）に対し交付金を交付することができる期間は、第2世代交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき当該計画ごとに当該計画に基づき対象事業の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、実施計画に記載されている対象事業のうち、別表第一号に掲げる事業においては、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号）第5に、別表第二号に掲げる事業においては、自然環境整備交付金交付要綱（平成25年3月29日付け環自総発第1303295号）第6に、それぞれ定めるところによるものとする。

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times A - B$$

A：実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

B：算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該事業整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額の 1/2 未満の範囲で、かつ他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の事業の整備に要する経費として充てることができる。

ただし、同一認定地方公共団体において、同一実施計画内の事業間で関係省庁間の協議が整った場合に限る。

第7 指導監督交付金

環境大臣は、別表第一号に掲げる事業については、都道府県に対し、工事費（工事雑費を除く。）と別に、指導監督交付金（都道府県知事が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

第8 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者（以下「交付申請者」という。）は、毎年度、環境大臣が別に定める日までに、環境大臣に対し、第 15 に規定する交付申請書を提出して行うものとする。

第9 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項の規定により承認を受けようとする場合には、環境大臣に対し、第 15 に規定する変更交付申請書を提出するものとする。
- 2 実施計画に定められた交付申請対象事業については、実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第 10 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して 15 日を経過する日までに、環境大臣に対し、第 15 に規定する申請取下書を提出するものとする。

第 11 遂行状況報告

事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、環境大臣は交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。なお、別表第二号に掲げる事業について、環境大臣の要求があったときは、第 15 に規定する状況報告書を提出しなければならない。

第 12 実績報告

- 1 適正化法第 14 条の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月 10 日の

いずれか早い期日までに、環境大臣に対し、第 15 に規定する実績報告書を提出して行うものとする。なお、適正化法第 14 条後段の規定による報告は、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月 30 日までに行うものとする。

- 2 環境大臣が前項の期日によることができない困難な特別の事由があると認めた場合には、同項の報告の期日は、事業の完了の日が属する年度の翌年度の6月 10 日までとすることができる。

第 13 交付金の経理

事業主体及び第8の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

第 14 その他交付金の交付等に必要な手続

本要綱に定めるところのほか、各事業に必要な手続については次のとおりとする。

- (1) 別表第一号に掲げる事業については、本要綱に定めるところのほか、循環型社会形成推進交付金交付要綱第6の第2項、第7の第2項及び第11、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成 17 年4月 11 日付け環廃対発第 050411002 号)第4項から第5項まで、第7項から第9項まで、第11項から第14項まで、第16項から第20項まで及び第22項の定めるところによるものとする。
- (2) 別表第二号に掲げる事業については、本要綱に定めるところのほか、自然環境整備交付金交付要綱第7の第2項、第4項、第 11、第 13 から第 16 まで、第 18 の第2項、第 3項、第 19、第 20 及び第 22 から第 32 まで、自然環境整備交付金取扱要領(平成 25 年3月 29 日付け環自総発第 1303296 号)2及び3の定めるところによるものとする。

第 15 交付申請書等の様式

- 1 別表第一号に掲げる事業の交付申請書等の様式は、次のとおりとする。

(1) 交付金交付申請書	様式第 1－1
(2) 交付金交付申請報告書	様式第 1－2
(3) 交付金交付決定変更申請書	様式第 1－3
(4) 交付金交付決定変更申請報告書	様式第 1－4
(5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書	様式第 1－5
(6) 交付金中止（廃止）承認申請書	様式第 1－6
(7) 交付金事業実績報告書	様式第 1－7
(8) 交付金事業年度終了実績報告書	様式第 1－8
(9) 交付決定申請取下書	様式第 1－9

- 2 別表第二号に掲げる事業の交付申請書等の様式は、次のとおりとする。

(1) 交付申請書	様式第2－1
(2) 所要額調書	様式第2－2
(3) 事業費内訳総括表	様式第2－3

(4) 事務費内訳	様式第2-4
(5) 歳入歳出予算(見込書)抜粋	様式第2-5
(6) 公園計画及び事業決定等一覧表	様式第2-6
(7) 土地建物等買収費明細表	様式第2-7
(8) 物件移転補償費等明細表	様式第2-8
(9) 工事施工に伴う取壊し又は移転物件内訳	様式第2-9
(10) 各種工事費内訳表	様式第2-10
(11) 変更交付申請書	様式第2-11
(12) 交付決定申請取下書	様式第2-12
(13) (変更)交付決定前事業着手承認申請書	様式第2-13
(14) 事業の中止(廃止)申請書	様式第2-14
(15) 遅延報告書	様式第2-15
(16) 状況報告書	様式第2-16
(17) 実績報告書	様式第2-17
(18) 精算額調書	様式第2-18
(19) 事業費内訳総括表	様式第2-19
(20) 歳入歳出決算(見込書)抜粋	様式第2-20
(21) 年度終了実績報告書	様式第2-21
(22) 年度終了実績報告書別表	様式第2-22
(23) 交付金調書	様式第2-23
(24) 消費税等仕入控除税額報告書	様式第2-24

附 則

- 1 本要綱は、令和7年4月2日から施行する。
- 2 地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱(平成 28 年4月 20 日付け28農振第 130号、国水下事第3号、環境対発第1604202号。以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で、令和6年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 令和6年度末までに法第5条第 15 項の認定を新たに受けた地域再生計画に記載されている第5条第4項第1号ロに規定する事業の実施については、当該地域再生計画の計画期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

別表

	事業	事業主体
一	循環型社会形成推進交付金交付要綱別表第1に掲げる事業(ただし、第20号を除く。)	交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村
二	自然環境整備交付金交付要綱第3の第5項に掲げる事業	交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県から補助を受けて交付対象事業を実施する市町村